

今後の綾里及び吉浜地域振興出張所における業務等について

1 趣旨

これまで、窓口事務の郵便局への委託に向けた調整を進めつつ、綾里及び吉浜地域振興出張所の廃止及び綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターへの指定管理者制度の導入に向け、住民理解のもとに進めてきたが、令和7年大船渡市大規模林野火災の影響に鑑み、これらの実施時期を下記のとおりそれぞれ1年間延期することとした。

2 実施時期の延期

- (1) 綾里及び吉浜地域振興出張所窓口事務の郵便局への委託開始予定

変更前：令和8年2月

変更後：令和9年2月

- (2) 綾里及び吉浜地域振興出張所の廃止

変更前：令和8年3月末日

変更後：令和9年3月末日

- (3) 綾里地区コミュニティ施設・綾姫ホール及び吉浜地区拠点センターへの指定管理者制度導入

変更前：令和8年4月

変更後：令和9年4月

3 延期の理由

令和7年大船渡市大規模林野火災により綾里地区で甚大な被害が発生し、当市は被災者の生活や事業継続のための多様な支援策や森林災害復旧事業等を推進している。そのため綾里地域振興出張所においては、被災者の生活支援や住宅再建、事業継続に係る諸手続や相談、市の各担当部署への取次等に係る窓口事務が一時的に増加する見込みである。また、綾里地域振興出張所と綾姫ホールには、様々な復旧・復興事業や物資等の取次拠点としての機能も期待されている。

こうした窓口業務繁忙が想定されることなどを考慮し、計画したスケジュールでの出張所廃止は困難だと判断し、延期することとした。

なお、吉浜地区についても、綾里地区との行政サービスの公平性の維持と日本郵便(株)との協議等の事務効率を考慮し、綾里地区と同じ時期に実施する。